

# 一般廃棄物処理施設の整備



【令和7年度予算額 52,636百万円 (49,518百万円)】環境省

【令和6年度補正予算額 100,642百万円】

## 一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

### 2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

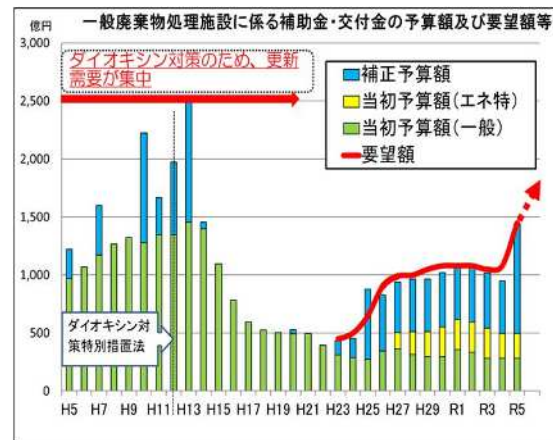
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・ 最終処分場
- ・ マテリアルリサイクル推進施設
- ・ 有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・ 上記に係る調査・計画支援事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率 1 / 3（一部 1 / 2 等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成 17 年度～

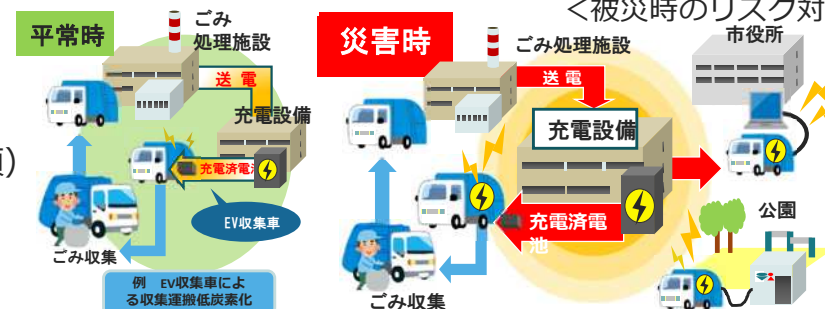
### 4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



廃棄物発電電力を「災害時の非常用電源」として有効活用

# 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和7年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】  
 【令和6年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

## 1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

## 2. 事業内容

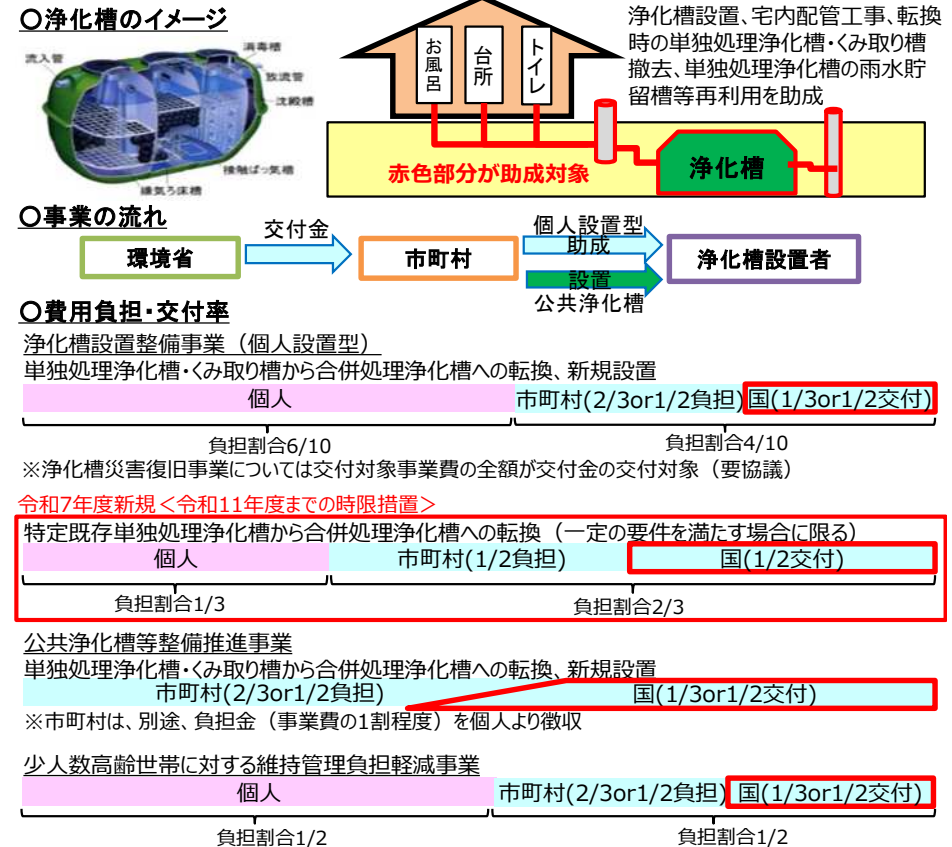
市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。  
 ※令和7年度予算では下線の助成メニューを拡充。また、令和7年度予算より、交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に維持管理の指導等が行われるものであることを交付要件に追加。

- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）  
 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換  
 特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>
- 浄化槽災害復旧事業
- 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業
- 浄化槽整備効率化事業  
 浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

## 3. 事業スキーム

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| ■事業形態     | 交付金（交付率1/3、1/2） |
| ■請負先/交付対象 | 地方公共団体          |
| ■実施期間     | 平成17年度～         |

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155